

特別養護老人ホーム照古苑ショートステイ料金表

下記の料金表に従い、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い頂きます。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)

入所者のサービス額(日額:円)

算定項目		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス利用に係る自己負担額	個室(1割)	433円	538円	579円	646円	714円	781円	846円
	個室(2割)	866円	1,076円	1,158円	1,292円	1,428円	1,562円	1,692円
	多床室(1割)	438円	539円	599円	666円	734円	801円	866円
	多床室(2割)	876円	1,078円	1,198円	1,332円	1,468円	1,602円	1,732円
現在取っている加算には○をつけています。利用者により算定項目が違います。		1割			2割			
2.加算	○ 療養食加算	23円			46円			
	○ サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	18円			36円			
	○ 夜勤職員配置加算(要介護のみ)	13円			26円			
	○ 看護体制加算(Ⅰ)	4円			8円			
	○ 看護体制加算(Ⅱ)	8円			16円			
	○ 機能訓練体制加算	12円			24円			
	○ 若年性認知症入所者受入れ加算	120円			240円			
	○ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円			400円			
	○ 緊急短期入所受入加算	90円			180円			
	○ 送迎費(1回片道)	184円			368円			
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の83に相当する単位数							
*加算に関しましては、算定項目の内容によって変動します。		*1日で計算 送迎費はふくみません						
*電気製品の持ち込みにつきましては、1品50円/日の実費となります。								
3.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円						
	利用者負担額 第2段階	390円						
	利用者負担額 第3段階	650円						
	上記以外の方	1,380円						
4.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	(従来型個室)	320円			(多床室)	0円	
	利用者負担額 第2段階	(従来型個室)	420円			(多床室)	370円	
	利用者負担額 第3段階	(従来型個室)	820円			(多床室)	370円	
	上記以外の方	(従来型個室)	1,150円			(多床室)	840円	

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

サービス提供体制強化加算

* 介護福祉士が60%以上確保されていること。

夜勤職員配置加算

* 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること。

看護体制加算Ⅰ

* 常勤の看護師を1名以上配置していること

看護体制加算Ⅱ

- * ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25 又はその端数を増すごとに1 名以上配置していること、
- * ②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること、
- * ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること。

機能訓練体制加算

- * 機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置した場合。

療養食加算

- * 医師の指示に基づく腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算

- * 若年性認知症者を受け入れサービスを提供した場合。

認知症行動・心理症状緊急対応加算

- * 認知症の行動、心理症状が認められ意思が緊急にショートステイが必要だと判断し、利用開始から7日間算定。

送迎加算

- * 送迎を行なった場合。(片道)

※利用者負担額について

(第1段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

- 1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

- * 算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

緊急短期入所受入加算

- 利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
- 受入加算として短期入所生活介護を行った日から起算して7日を限度として算定可能。
家族の疾病などやむを得ない事情がある場合は14日を限度として算定可能。